

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 八 年 一 月 二 十 一 日

告 示

岐阜県告示第二十七号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。）第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年一月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 知事指定薬物の名称

- 一三・二二「シクロプロピル」（メチル）「アミノ」エチル」－「H・インドール」四・オール及びその塩類
（通称 四HO・McPT、四OH・McPT、四・hydroxy McPT）
 - 二二「四・イソプロポキシフェニル」メチル」－五・ニトロ－「2・（ピロリジン－イル）エチル」－「H・ベンゾ」[d]イミダゾール及びその塩類
（通称 N・Pyrrolidinone・isotonitazene、Isotonitazepyrone）
 - 二二・二二「二・三・ジヒドロベンゾフラン・五・イル」メチル」－五・ニトロ－「H・ベンゾ」[d]イミダゾール－イル」－N、N・ジエチルエタン－「アミン及びその塩類
（通称 Ethyleneoxynitazene、Tetrahydrofur anitazene）
- 二 指定の理由
- 条例第二条第六号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがある。

あると認められるため。
三 指定の効力が発生する日
令和八年一月二十二日

令和八年一月二十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社